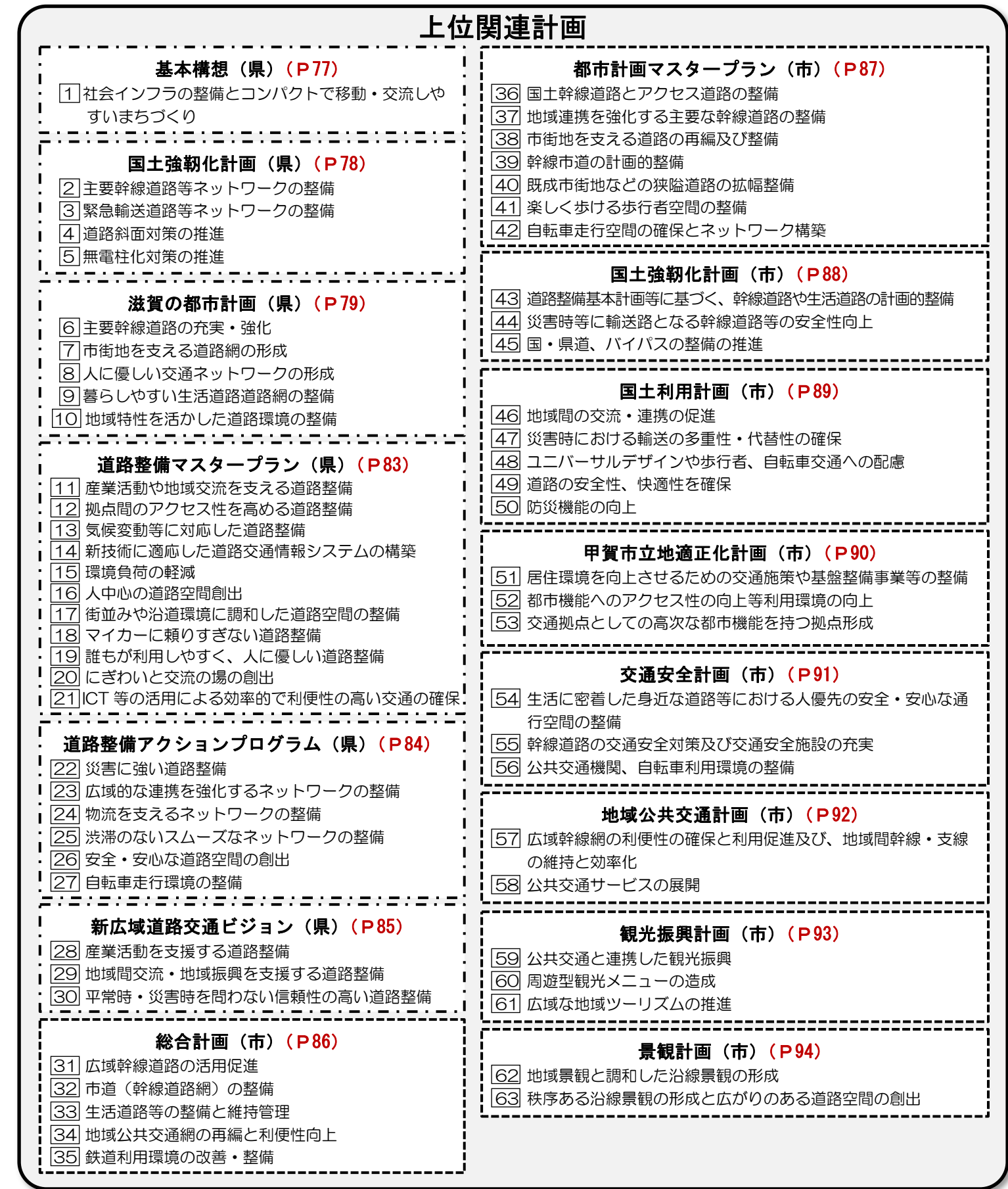


4. 道路整備の基本方針

(1) 基本方針



道路整備の基本方針

基本方針Ⅰ 地域交通ネットワークの形成を図る道路整備

本市は、新名神高速道路と国道1号により広域的な交通ネットワークが形成され、市内では格子状の国道、主要地方道・県道等により、周辺都市や市内各地域間と連絡する。
本市の将来都市像の実現に向け、市内各地域の発展を支えるため、本市と周辺都市を結ぶ広域的な交通ネットワークの機能を強化するとともに、市内の拠点間を効率的に結ぶ南北方向の幹線道路網及び拠点へのアクセスを担う道路網の形成を図る。
◆国土幹線軸を形成する道路とアクセス道路の整備（①12611232931364561）
◆地域連携を強化する主要な幹線道路の整備（②122532373943465557）
◆市街地を支える道路の整備（③725385152）

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる道路整備

本市は、山間地域に既成市街地や集落が点在しているため、近年頻発する災害や異常気象等に備えることが、安心して生活していくうえで不可欠となっている。また、少子高齢化の進行が著しく、子育て世代の定住促進や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくりと都市機能・環境の整備が必要である。
市民が安全・安心に暮らせる居住環境を構築するため、幹線道路の信頼性を確保し、既成市街地や集落内道路の防災性を高めるとともに、誰もが安心して外出できる歩行環境や自転車走行環境の整備を推進する。
◆災害時の交通機能確保（⑦134132230444750）
◆防災性を高める狭隘道路の拡幅整備（④22304049）
◆安全で快適な歩行者空間の整備（⑤⑥8161926414854）
◆自転車走行区間の確保とネットワークの構築（⑤⑥8161927424854）

基本方針Ⅲ よりよい生活環境の確保を図る道路整備

道路は、自動車や歩行者・自転車の通行を処理する機能に加えて、円滑な公共交通サービス（バス等）の提供や緑化や景観形成などの空間機能も有している。公共交通サービスの充実、自動車交通の低減による渋滞の緩和に繋がるとともに、移動手段を持たない子どもや高齢者等の外出支援にも繋がる。また、本市の土地利用は、山林や田畑の自然的土地利用の割合が高く、豊かな自然環境・景観を有しており、これらとの調和・保全が求められる。
よりよい生活環境の確保を図るため、拠点間を結ぶ公共交通の定時性や快適性等の確保、地域の景観と調和し、自然環境・生活環境の保全を図る道路整備を推進する。
◆公共交通を支える道路整備（⑧⑨118343553565859）
◆緑化や景観整備、環境保全の道路整備（⑩15176263）
◆交通施設やライフラインの収容空間（⑤）

基本方針Ⅳ 地域の発展を図る道路整備

本市は、旧5町の合併により誕生し、各地域によって特色を持っている。都市全体としての一体性を確保しつつ、各地域の特色を発揮することが必要である。また、地域の産業振興などによって、地域の発展を促進することも求められる。
各地域の地場産業や地域資源を活かした観光・文化交流の活発化、多様な産業の創造を図るため、新名神高速道路による広域アクセス機能の強化・アピールを行うとともに、地域の賑わいを創出する道づくりやICT等活用に取り組む。
◆産業活性化を担う道路整備（⑪1242527）
◆甲賀をアピールする道づくり（⑫1060）
◆にぎわい創出を図る道づくり（ほこみち）（⑬2041）
◆ICT等の活用による道づくり（⑭1421）

※課題の○数字と方針の○数字が概ね連携している内容を示します。
※上位・関連計画の□数字と方針の□数字が概ね連携している内容を示します。

(2) 将来の望ましい道路網

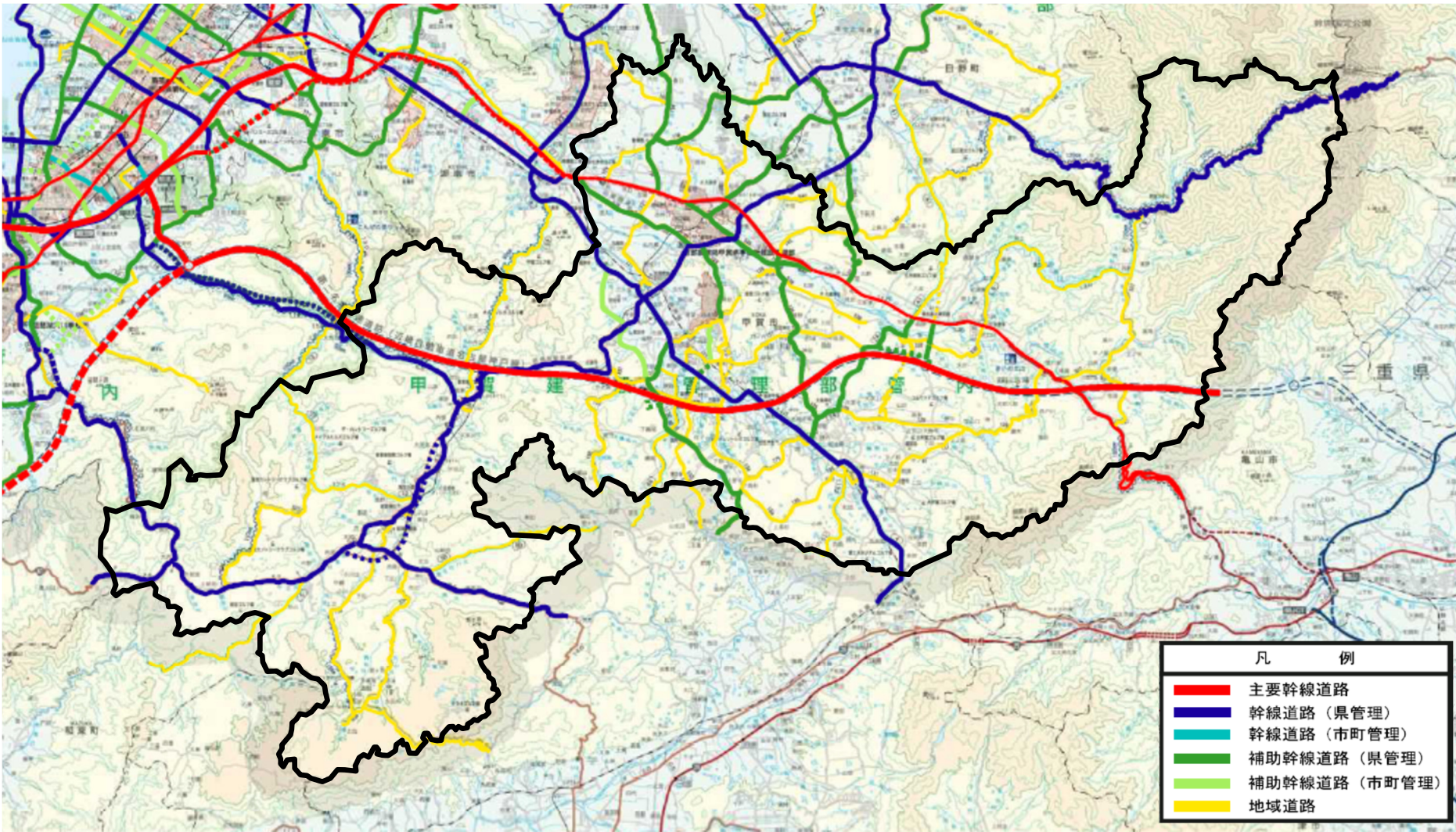
1) 幹線道路網の機能分類

甲賀市における現在の将来の望ましい道路網を設定する。

将来の望ましい道路網の設定にあたっては、「近江の道づくりマニュアル(案)(令和2年4月,滋賀県)」を参考に、道路の機能分類を明確にしたうえで、設定する。

表一道路の機能分類

分類	機能	定義
主要幹線道路	他府県と連絡する道路	○高速道路 ○直轄国道
幹線道路	市町間を連絡するなど主要幹線道路を補完する道路	○補助国道 ○県道、市町道で、交通量がおおむね1万台／日以上、かつ、当該区間の総交通量のうち土木事務所の管境を越える交通量が50%以上の区間
補助幹線道路	市町間および幹線道路間を連絡するなど幹線道路を補完する道路	○県道、市町道で、交通量がおおむね4,000 台／日～1万台／日の区間 ○県道、市町道で、交通量がおおむね1万台以上、かつ、当該区間の総交通量のうち土木事務所の管境を越える交通量が50%未満の区間
地域道路	上記以外の道路	○交通量がおおむね4,000 台／日未満の区間



図一道路の機能分類

出典：「近江の道づくりマニュアル(案)(令和2年4月,滋賀県)」資料編：機能分類別道路網図(H28.9 作成)

2) 将来の望ましい道路網のイメージ

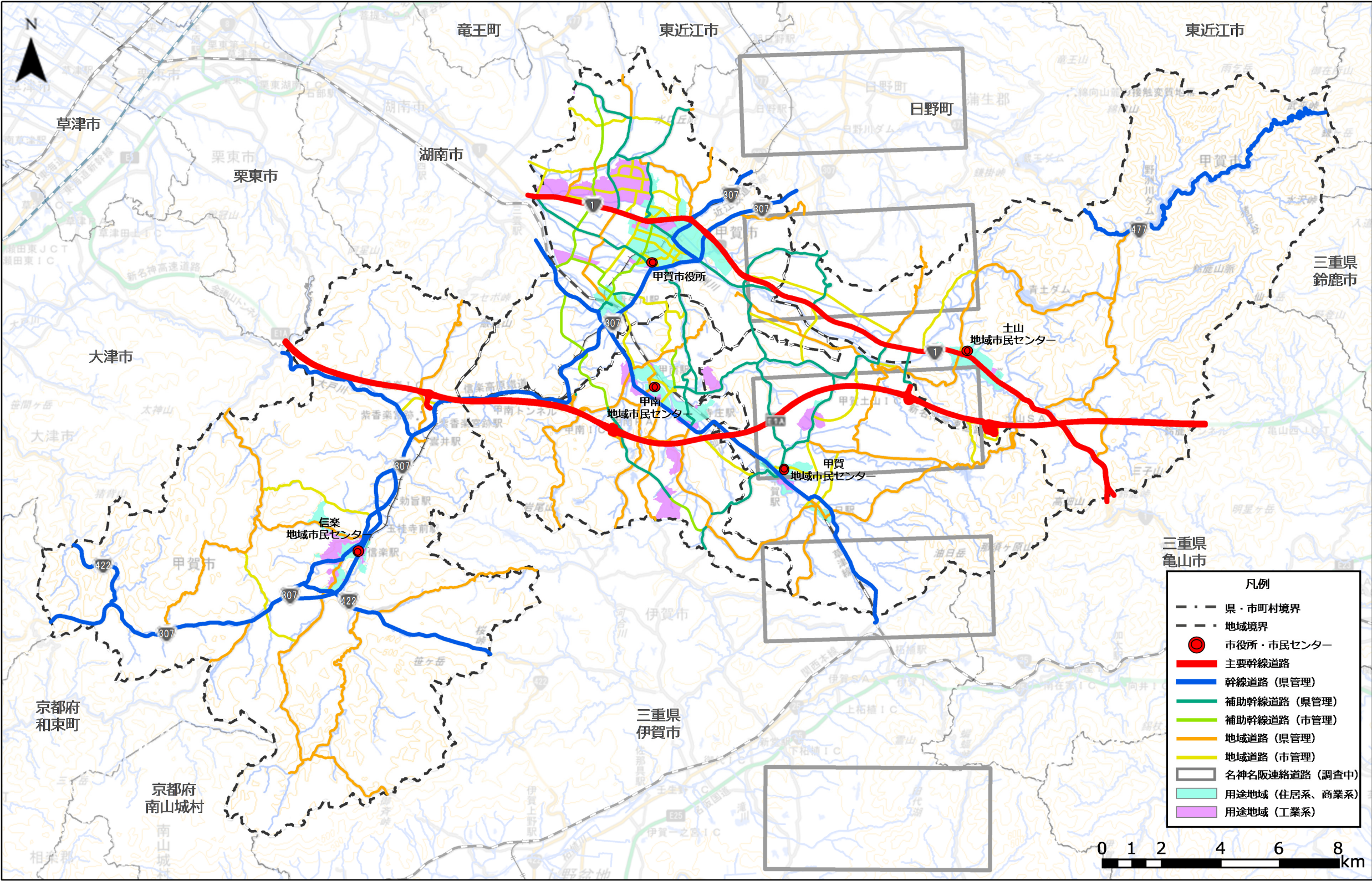
道路整備の基本方針及び幹線道路網の機能分類を踏まえた将来の望ましい道路網のイメージを以下に示す。



図一 将来の望ましい道路網のイメージ

3) 将来の望ましい道路網の設定

甲賀市における将来の望ましい道路網を以下のように設定する。



図ー将来の望ましい道路網【甲賀市全体】

※現状での整備有無の区分なし
名神名阪連絡道路について、具体的なルート、位置等を規定するものではありません

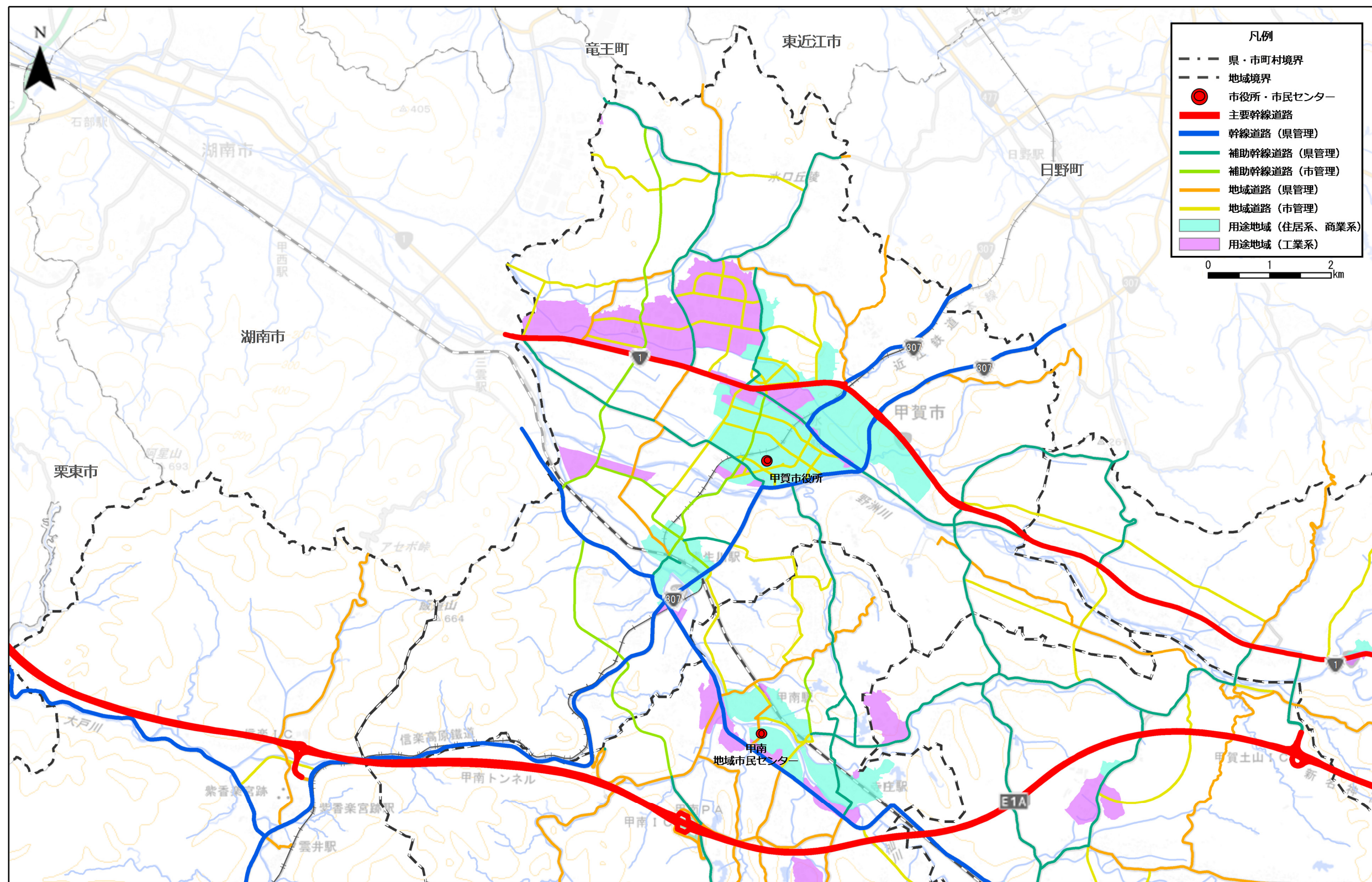


図-将来の望ましい道路網【水口地域】

※現状での整備有無の区分なし

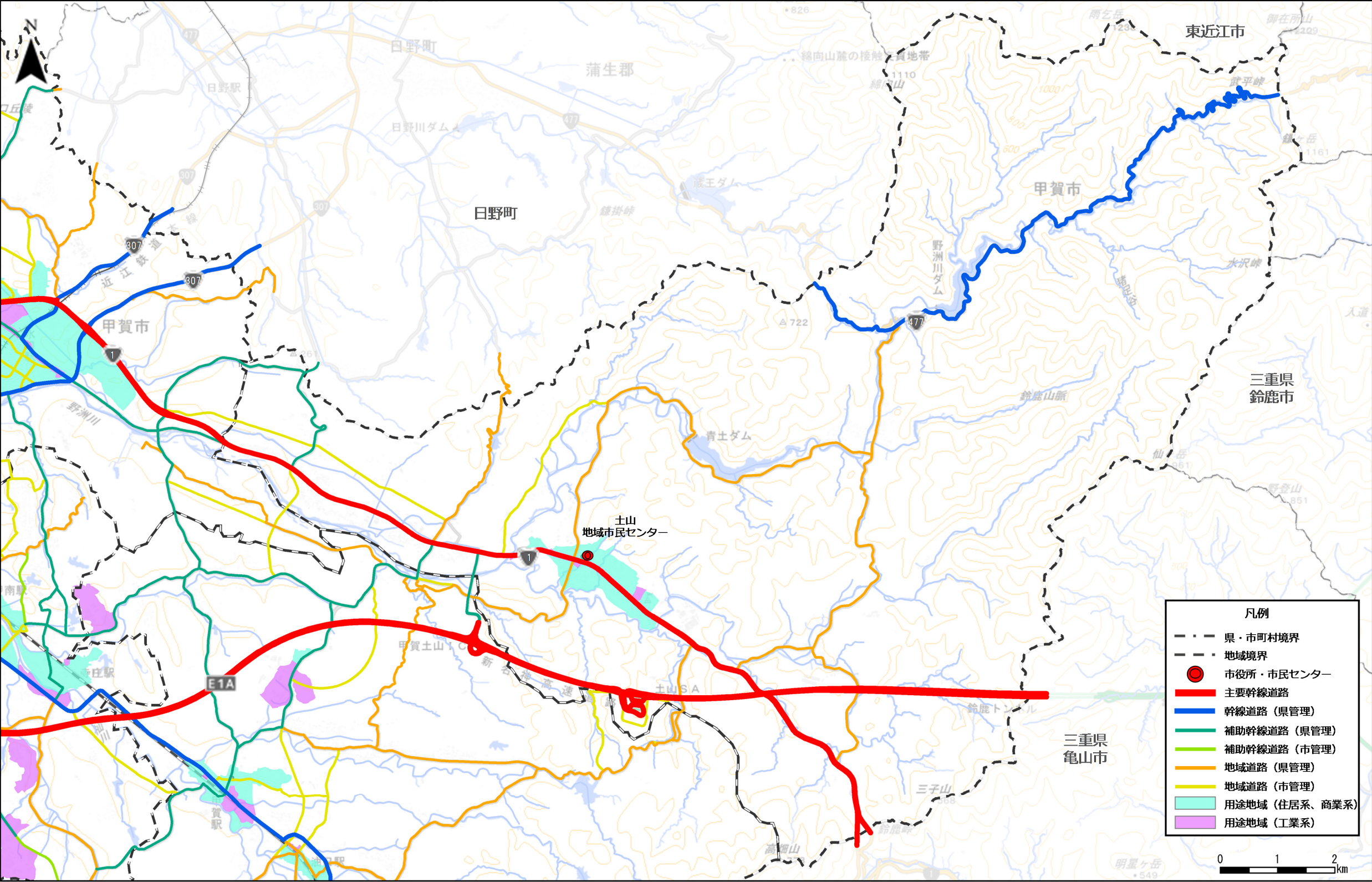


図-将来の望ましい道路網【土地地域】

※現状での整備有無の区分なし

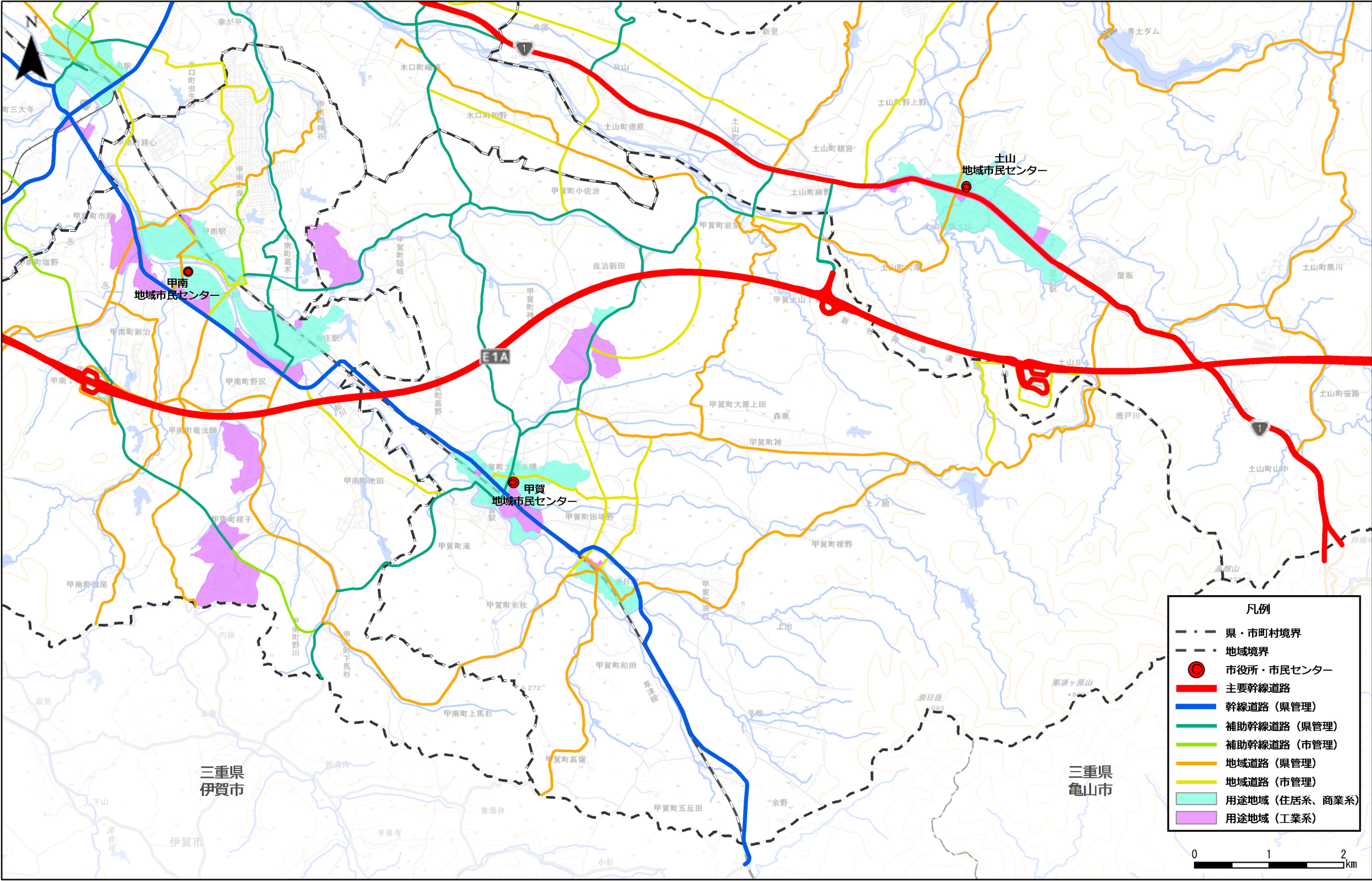
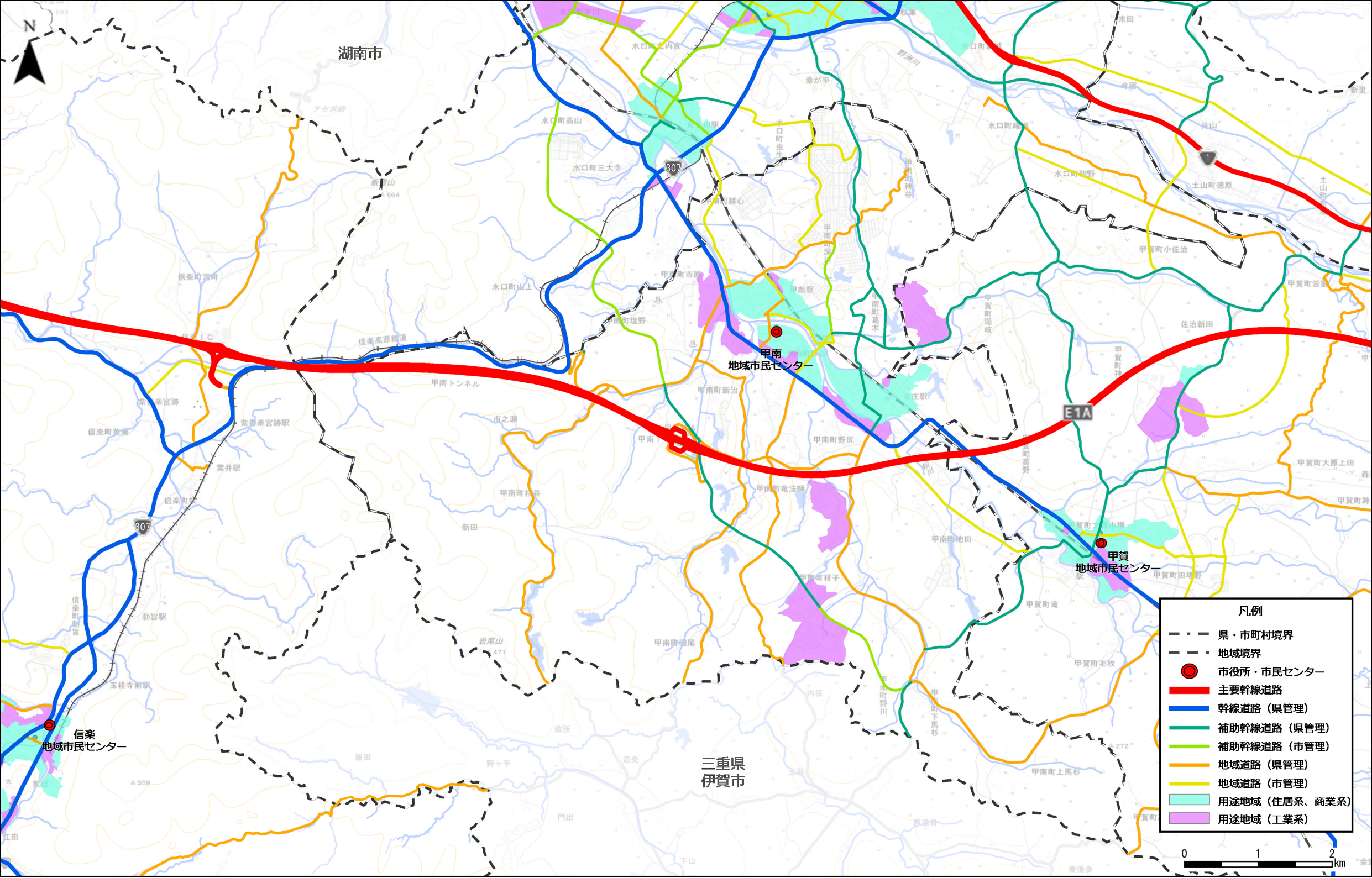


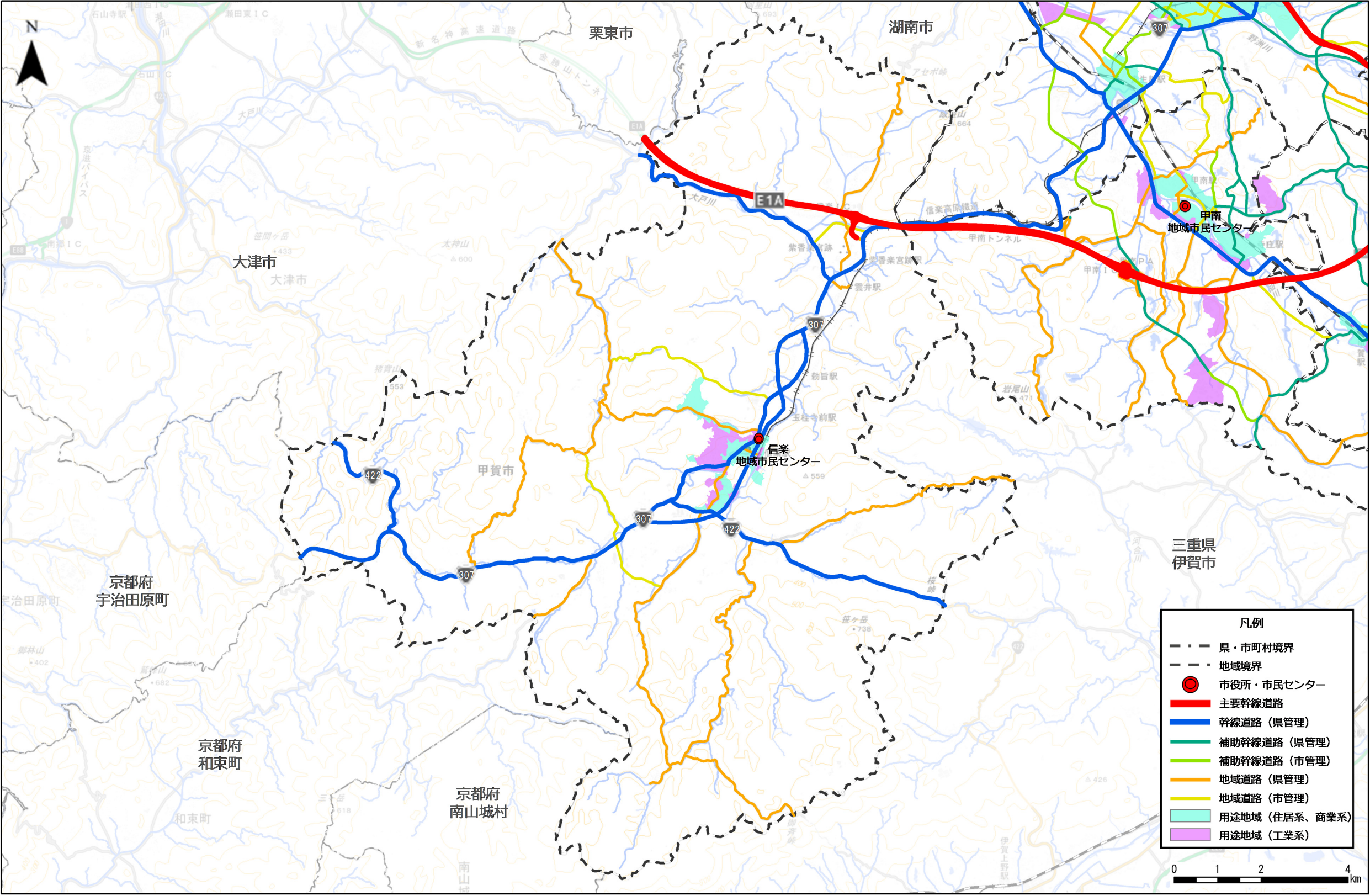
図-将来の望ましい道路網【甲賀地域】

※現状での整備有無の区分なし



※現状での整備有無の区分なし

図-将来の望ましい道路網【甲南地域】



※現状での整備有無の区分なし

図-将来の望ましい道路網【信楽地域】